

議 事 日 程

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

午後 1 時 3 0 分 開 会

第 1 開 会

第 2 会 期 日 程

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 前会会議録の承認

第 5 教育長報告

第 6 議 案 上 程

第35号議案 議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）

第36号議案 議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）

第37号議案 議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）

第38号議案 議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）

第39号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市奨学金貸付条例）

第 7 次回定例教育委員会の日程について

第 8 そ の 他

（1）報告事項

① 1 2 月行事予定について

（2）その他

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

平成 2 8 年 1 2 月 6 日 定例会

教育委員会 12月定例会 報告事項

[11月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項
1	火	職員辞令交付式	9:00 本庁第1応接室 教育長
2	水	人事評価ヒアリング	9:00 有明庁舎1階相談室 教育長、教育次長、課長
4	金	11月定例教育委員会	13:00 島原文化会館 教育委員、教育長、教育次長、各課長 報告事項他
7	月	島原市総合教育会議	10:00 本庁第2応接室 教育委員、教育長、教育次長、各課長
8	火	島原市教育委員会表彰式	10:00 本庁第2応接室 教育委員、教育長、教育次長、課長他
10	木	有明庁舎防災訓練	9:30 有明庁舎 事務局職員
11	金	指名選定委員会	9:30 本庁第2応接室 教育次長
11	金	副安全運転管理者講習	13:00 諫早市 課長
11	金	災害対策本部立上訓練	14:30 本庁大会議室 教育次長
12	土	市職員採用試験面接(～13日)	10:30 本庁第2応接室 教育長
13	日	防災避難訓練	8:30 第四小学校・三会小学校 教育次長、課長
14	月	第3回長崎県都市教育長協議会(～15日)	14:30 吉崎市 教育長
15	火	JFA平成28年度施設づくり研修会(～16日)	13:00 東京都 課長
16	水	自治体キャラバン対応	14:00 本庁第2応接室 倉本主任
16	水	小・中学校事務部会	14:00 有明公民館 古川主査
17	木	広報編集委員会	9:00 本庁別館3階待機室 課長
17	木	主任・係長研修	9:30 本庁大会議室 本多主任
18	金	企画委員会	9:30 本庁第2応接室 教育次長
18	金	長崎県市町村教育委員会研究大会	10:00 佐世保市 教育委員、教育長、班長
18	金	公共施設検討委員会	13:30 本庁第2応接室 教育次長
21	月	例規審査委員会	13:30 本庁第2応接室 教育次長、課長、倉本主任
22	火	金婚祝賀式	10:00 島原文化会館 教育長、教育次長、課長
22	火	公金管理委員会	13:30 本庁大会議室 班長
22	火	市議会全員協議会	13:30 議会会議室 教育長、教育次長
22	火	市議会教育厚生委員会	15:00 議会会議室 教育長、教育次長、課長、倉本主任
24	木	指名選定委員会	9:30 本庁第2応接室 教育次長
25	金	例規審査委員会	13:30 本庁第2応接室 教育次長、課長
28	月	公金管理委員会	13:30 本庁大会議室 課長
29	火	平成29年度当初予算に要求に係るヒアリング(～30日)	14:00 本庁別館3階待機室 課長、班長
30	水	中堅職員研修	9:00 本庁大会議室 竹中主査、古川主事
		《付記事項》	
3	木	加藤寛治衆議院議員 国政報告会	18:00 ホテルシーサイド 教育長
5	土	島原商業高校創立60周年記念式典	10:00 島原商業高校 教育長
5	土	第24回「教育県長崎」振興大会島原半島大会	12:30 有明文化会館 教育次長
5	土	島原文化連盟70周年記念式典	16:00 ホテル南風楼 教育長
6	日	第23回三会地区ふれあいフェスティバル	9:00 三会公民館 教育長
6	日	幸田町友好親善訪問団歓迎式	12:30 島原城 教育長
6	日	幸田町との親善有効交流会	18:30 ホテル南風楼 教育長
6	日	幸田町からの友好親善訪問(～7日)	終日 市内 事務局職員
7	月	幸田町訪問団 雲仙・普賢岳噴火災害犠牲者追悼の碑献花	9:15 仁田団地第一公園 教育長
7	月	幸田町友好交流訪問団見送り式	14:40 清流亭 教育長
12	土	長崎県名誉県民 故 松尾敏男先生を偲ぶ会	14:00 長崎市 教育次長
18	金	友好都市交流会	18:30 ホテルシーサイド 教育長

月	日	曜	報 告 事 項	内 容 な ら び に 参 考 事 項
11	1	火	島原市就学相談	9:00 有明公 酒井
	2	水	第四小学校研究発表会	13:00 第四小 教育長 教育委員 課長 指導主事
	2	水	公立施設計画ヒヤリング	15:30 有明庁 城臺
	4	金	学校経営訪問（第一小）	9:00 第一小 教育長 教育委員 課長 指導主事
	4	金	定例教育委員会	13:00 島原文化会館 教育長 教育委員 課長
	4	金	第2回小体連理事会	15:30 第二小 横田
	7	月	総合教育会議	10:00 本庁 課長
	7	月	校長中間面談	13:30 有明公 教育長 課長
	7	月	献立作成会	14:00 有明給食センター 城臺
	8	火	校内研修	9:30 三小 横田
	8	火	教育委員会表彰式・体育協会表彰式	10:00 サブアリーナ 課長
	8	火	校長中間面談	13:30 有明公 教育長 課長
	9	水	定例校長会	9:30 杉谷公 教育長 課長 指導主事
	9	水	生徒指導研修会	13:30 杉谷公 中尾
	10	木	就学時健康診断（四小）	12:30 第四小 中村 松尾 中尾 酒井 横田 城臺
	10	木	2次ヒヤリング（～11日）	13:30 有明公 課長 中村 松尾
	11	金	県中体連駅伝競走大会	8:30 諫早総合運動公園 中尾
	11	金	湯江小校内研修	16:00 湯江小 酒井
	14	月	定例教頭会	10:30 杉谷公 課長 指導主事
	14	月	島原半島中高学力向上対策委員会英語研究会	12:30 島原高校 中尾 酒井
	14	月	湯江小校内研修	16:00 湯江小 松尾
	15	火	心の教室相談員等連絡協議会	13:30 適応指導教室 中尾
	15	火	学校給食用物資納入業者募集説明会	14:00 島原文化会館 課長 松尾 城臺
	15	火	湯江小校内研修	16:00 湯江小 横田
	16	水	学校巡回訪問（大三東小）	10:00 大三東小 教育長 教育委員 課長 指導主事
	17	木	就学時健康診断（湯江小）	13:00 有明文化会館 中村 松尾 中尾 酒井 横田 城臺
	17	木	教育相談（～18日）	18:00 白山公 酒井
	18	金	就学時健康診断（大三東小・高野小）	13:30 有明文化会館 中村 松尾 中尾 酒井 横田 城臺
	21	月	通級指導教室担任会	14:00 有明中 酒井
	21	月	養護教諭部会	14:00 杉谷公 横田
	22	火	新規養護教諭配置校県教委視察	9:00 有明中 横田
	22	火	指導力向上研修	10:00 三会小 松尾
	22	火	就学時健康診断（第五小）	13:00 第五小 中村 中尾 酒井 横田 城臺
	22	火	市中体連理事会	14:30 第二中 中尾
	22	火	第3回ALTミーティング	15:30 森岳公 中村
	24	木	就学相談（～25日）	10:00 有明公 酒井
	25	金	湯江小研究発表会	13:00 湯江小 教育長 教育委員 課長 指導主事
	28	月	第2回長崎県発達障害児等教育支援連絡協議会	10:00 教育センター 酒井
	29	火	学校巡回訪問（三会小）	10:00 三会小 教育長 教育委員 課長 指導主事
	30	水	学校巡回訪問（第五小）	10:00 第五小 教育長 教育委員 課長 指導主事
付記	2	水	人事評価	9:00 有明庁 課長
	4	金	日本ジオパーク再認定審査	9:00 災害記念館 酒井
	4	金	就学前準備教室	13:00 有明保健センター 酒井
	5	土	教育県ながさき研究大会	12:30 次長 課長
	6	日	香田町友好交流訪問団受入	8:30 島原市内 中村 松尾 城臺
	10	木	有明庁舎避難訓練	9:30 有明庁 課長 中村 中尾 酒井 横田 城臺
	12	土	市民音楽祭	8:00 島原文化会館 松尾 中尾 酒井 横田
	13	日	防災避難訓練	8:30 三会小 課長
	21	月	長崎県立大学大学院調査のため来庁	9:30 有明公 横田
	28	月	市長レク（給食）	9:00 本庁 課長 城臺
	28	月	給食申請書類説明	13:30 有明庁 城臺
	29	火	市予算財政ヒアリング	16:30 本庁 課長 中村 松尾 城臺

島原市教育委員会 12月定例会報告事項

【平成28年11月】

社会教育課

日 曜 日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1 火	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、喜多、稲田
1 火	自主文化事業懇談会	10:00	島原文化会館	課長、徳永、吉田
1~2 (火~水)	全国少年補導センター連絡協議会研究大会「鹿児島大会」	10:00	鹿児島市	課長
2 水	自主文化事業「怒る富士」実行委員会	15:00	森岳公民館	徳永、吉田
3 木	島原市民音楽祭「小・中学生の部」代表者会議	13:00	島原文化会館	吉田
6 日	三会ふれあいフェスティバル	9:00	三会公民館	課長、濱口
6 日	安中公民館まつり	9:30	安中公民館	喜多、野口
6~7 (日~月)	幸田町からの友好親善訪問	11:00	市内一円	教育長、課長、徳永、喜多、吉田
8 火	島原市民音楽祭「洋楽の部」代表者会議	15:00	島原文化会館	宇土、吉田
8~9 (火~水)	長崎県下少年センター職員研修会	13:30	大村市	課長、喜多、森本指導監
9 水	島原市民音楽祭「邦楽の部」代表者会議	16:00	島原文化会館	吉田
10 木	指定管理者選定委員会	13:00	本庁舎	課長
10~11 (木~金)	九州地区社会教育研究大会	13:00	福岡市	喜多、社会教育委員3人
12 土	島原市民音楽祭「小・中学生の部」	10:00	島原文化会館	市長、社会教育課、学校教育課
12~13 (土~日)	全国子守唄フェスティバルin天草	16:00	天草市	課長
13 日	白山公民館まつり	9:00	白山公民館	永藤
13 日	島原市民音楽祭「洋楽の部」	13:00	島原文化会館	市長、宇土
16 水	人形同士の姉妹締結に関する打合せ	10:00	森岳公民館	課長、吉田、松崎、人形の会
16 水	少年センター第2回立入調査	15:00	市内一円	課長、喜多、森本指導監、早稲田相談員
20 日	島原市民音楽祭「邦楽の部」	13:00	島原文化会館	課長、吉田
22 火	教育厚生委員会	15:30	有明庁舎	教育長、次長、課長、宇土
24 木	人形同士の姉妹締結に関する打合せ	10:00	森岳公民館	課長、吉田、松崎、人形の会
24 木	市民音楽祭「小・中学生の部」代表者会議	14:30	杉谷公民館	吉田
25 金	人形同士の姉妹締結に関する打合せ	10:30	第一小学校	課長、吉田、一小校長・教頭
28 月	社会教育担当者会	9:30	有明公民館	課長、喜多、松本指導員
29 火	当初予算ヒアリング	9:00	本庁舎	課長、徳永、宇土
29 火	伝統的建造物群保存地区制度住民学習会	19:00	島原文化会館	次長・課長・徳永・吉田
30 水	長崎刑務所と土地の交換に関する打合せ	10:30	長崎刑務所	課長
30 水	社会教育委員の会	13:30	有明公民館	課長、喜多、野口指導員
※ 各地区にて高齢者学級4回(担当:野口)・女性学級9回開催(担当:松本和)				

【付記事項】

3 木	有明総合文化祭「芸能発表会」	12:30	有明文化会館	課長、稲田
5 土	島原文化連盟70周年記念式典	16:00	ホテル南風楼	教育長、課長、吉田
11 金	災害対策本部立上訓練	14:30	本庁舎	課長
19 土	島原ビデオクラブ第4回作品発表映写会	13:30	杉谷公民館	次長
20 日	有明地区自治会対抗バレーボール大会	7:45	有明体育館	課長
21 月	例規審査委員会	13:30	本庁舎	課長
25 金	例規審査委員会	13:30	本庁舎	課長

教育委員会 12月定例会 報告事項

(スポーツ課)

[11月]

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
7	月	第1回島原市総合教育会議	10:00	本庁第二応接室	教育長・教育次長・課長
8	木	島原市教育委員会表彰・島原市体育協会表彰	9:30	復興アリーナ・サブアリーナ	教育長・教育次長・課長・課員
10	木	夢の教室	10:30	一小	園田
10	木	第4回指定管理者選定委員会	13:30	本庁第二応接室	谷川
10	木	長崎県都市体育主管課長会議	13:30	雲仙市	課長
11	金	夢の教室	10:30	二小	園田
12	土	市民音楽祭「小中学生の部」	8:10	島原文化会館大ホール	谷川・園田・福島
12	土	ながさき県民総スポーツ祭 ～13日	終日	諫早市ほか	課長・中村
15	火	日本サッカーを応援する自治体研修会	13:00	東京都	課長
16	水	夢の教室	10:30	五小	園田
17	木	夢の教室	10:30	四小	課長・園田
19	日	島原市スポーツ推進計画第3回検討委員会	16:00	森岳公民館	教育長・教育次長・課長・課員
27	日	第11回タグラグビーフェスタ	10:00	平成町多目的広場	課長
26	土	長崎県スポーツ推進委員研究大会	13:00	時津町	園田
30	日	平成29年度当初予算ヒヤリング	9:00	本庁休養室	課長・谷川
7	月	学生駅伝ボランティア説明会(白山地区)	13:30 19:00	白山公民館	谷川・園田・福島
8	火	学生駅伝ボランティア説明会(杉谷地区)	14:00 19:00	杉谷公民館	谷川・園田・福島
9	水	学生駅伝ボランティア説明会(安中地区)	13:30 19:00	安中公民館	谷川・園田・福島
10	木	学生駅伝ボランティア説明会(三会地区)	13:30 19:00	三会公民館	谷川・福島・中村
14	月	学生駅伝ボランティア説明会(有明地区) 学生駅伝ボランティア説明会(森岳地区)	13:30 19:00	有明公民館 森岳公民館	園田・福島・中村
15	火	学生駅伝ボランティア説明会(霊丘地区)	13:30 19:00	霊丘公民館	谷川・福島・中村
17	木	島原半島地区対抗駅伝実行委員会	20:00	南串山福祉センター	谷川
22	火	第26回福知山マラソン ～24日	終日	福知山市	中村

平成28年12月行事予定表

平成28年12月6日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日 曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1 木			朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 △ 例規審査委員会 13:30 本庁舎 △	
2 金		学校給食先進地視察研修 10:30～ 熊本市 △	少年センター自転車指導 15:00 市内3カ所 △	平成新山島原学生駅伝開会式 15:15 島原文化会館 大ホール ◎○△(委員長)
3 土				平成新山島原学生駅伝 9:30 市内一円 ○△ 第14回島原市スポーツ少年団駅伝大会 8:50 島原市営陸上競技場 ◎○△ 平成新山島原学生駅伝開会式 14:00 島原文化会館 大ホール ○△(委員長)
4 日	三会中学校林整備作業 8:00 三会地区 △		有明地区青少年の意見発表会 13:30 有明文化会館 △	
5 月	業務継続計画セミナー～BCP策定の実践～ 9:30 本庁大会議室 △			業務継続計画セミナー～BCP策定の実践～ 9:30 本庁大会議室 △
6 火	定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△	定例教育委員会 13:31 有明庁舎相談室 ◎○△	定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△	定例教育委員会 13:33 有明庁舎相談室 ◎○△
7 水		定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△ 島原市中心部立見就学指導委員会 14:00 森居公民館 ◎△		
8 木				
9 金		定例教頭会 10:30 杉谷公民館 △ 特別支援学級合同クリスマス会 9:45 杉谷公民館 ◎△ 三市課長会 14:00 有明庁舎 △		NITTAIDAI×自治体フォーラム2016 16:00 東京都 ◎△(～10日)
10 土				第17回島原少年ソフトボール大会 8:30 有明の森運動公園 ○
11 日			有明地区駅伝大会 9:30 有明公民館 △ 杉谷公民館まつり 9:00 杉谷公民館 ○△ 森居ふれあいまつり 9:30 森居公民館 △	第36回島原市民親睦テニス大会 9:00 島原総合運動公園庭球場 △
12 月				
13 火			伝統的建造物群保存地区視察研修 雲仙市・鹿島市 △	
14 水				
1 5 木			社会教育委員の会	
16 金				
17 土				
18 日			三会地区駅伝大会 8:15 三会小学校 △ 安中地区青少年駅伝大会 8:30 島原復興アリーナ △	
19 月				
20 火				
21 水				
22 木				
23 金	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日
24 土				
25 日				
26 月	第2期島原市教育振興基本計画第4回検討会 14:00 有明総合文化会館 ◎○△		社会教育担当者会 9:30 安中公民館 △	
27 火			成人式会場設営 13:30 島原文化会館 △	
28 水	仕事納め			
29 木				
30 金				
31 土				

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第35号議案 議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）
第36号議案 議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）
第37号議案 議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）
第38号議案 議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）

平成28年12月6日 定例会

第 35 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

公の施設の指定管理者の指定について 別紙 1 のとおり

平成 28 年 12 月 6 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のように、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 島原文化会館
- 2 指定管理者 島原市有明町大三東戊1 4 3 8 番地 1
一般財団法人 島原市教育文化振興事業団
理事長 谷口 英夫
- 3 指定期間 平成2 9 年4 月1 日から平成3 4 年3 月3 1 日まで

平成2 8 年1 2 月1 5 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

島原文化会館の管理を行わせるため、地方自治法第2 4 4 条の2 第6 項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定しようとするものである。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

(参考)

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2から5まで 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7から11まで 略

第36号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

公の施設の指定管理者の指定について 別紙1のとおり

平成28年12月6日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 島原市営陸上競技場
島原市営球場
島原市営総合運動公園庭球場 |
| 2 | 指定管理者 | 島原市有明町大三東戊1 4 3 8 番地 1
一般財団法人 島原市教育文化振興事業団
理事長 谷口 英夫 |
| 3 | 指定期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで |

平成28年12月15日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

島原市営陸上競技場、島原市営球場及び島原市営総合運動公園庭球場の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定しようとするものである。

第 37 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

公の施設の指定管理者の指定について 別紙 1 のとおり

平成 28 年 12 月 6 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 島原復興アリーナ
島原市営平成町多目的広場
- 2 指定管理者 島原市有明町大三東戊1438番地1
一般財団法人 島原市教育文化振興事業団
理事長 谷口 英夫
- 3 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年12月15日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

島原復興アリーナ及び島原市営平成町多目的広場の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定しようとするものである。

第 38 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

公の施設の指定管理者の指定について 別紙 1 のとおり

平成 28 年 12 月 6 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 島原市霊丘公園体育館・弓道場
島原市立有馬武道館
島原市立温水プール
島原市営霊丘公園庭球場
島原市立屋内相撲場
島原市立れいなん会館 |
| 2 | 指定管理者 | 島原市有明町大三東戊1 4 3 8 番地 1
一般財団法人 島原市教育文化振興事業団
理事長 谷口 英夫 |
| 3 | 指定期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで |

平成28年12月15日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

島原市霊丘公園体育館・弓道場ほか5施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定しようとするものである。

島 原 市 教 育 委 員 会

議案集（追加提出分）

第39号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市奨学金貸付条例）

平成28年12月6日 定例会

第 39 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市奨学金貸付条例 別紙 1 のとおり

平成 28 年 12 月 6 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるため、この議案を提出するものである。

島原市奨学金貸付条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 貸付奨学金（第 5 条－第 14 条）

第 3 章 ふるさとにもどってこね奨学金（第 15 条－第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸し付け、優秀な人材を育成するとともに、市内にもどって就業する場合にはその償還を免除し、市への帰郷の促進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 高校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）に規定する学校のうち、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程をいう。ただし、通信教育を除く。

（2） 大学等 法に規定する学校のうち、大学、短期大学及び専修学校の専門課程をいう。ただし、通信教育を除く。

(奨学金の種類)

第3条 奨学金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 貸付型奨学金 高校等又は大学等に進学する者に対して、貸し付ける奨学金をいう。
- (2) ふるさとにもどってこね奨学金 大学等を卒業後、市内に帰郷し就業する意志がある者に対して、一定期間の定住及び就業を条件に償還を免除できる奨学金をいう。

(併給の禁止)

第4条 貸付型奨学金とふるさとにもどってこね奨学金の貸付を同時に受けることは、できないものとする。

第2章 貸付型奨学金

(奨学生の資格)

第5条 貸付型奨学金の貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本人又は法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない者
- (2) 高校等又は大学等に在学している者
- (3) 経済的理由により修学が困難である者
- (4) 学業成績が良好で品行方正である者

(奨学金の額)

第6条 貸付型奨学金（以下「奨学金」という。）の額は、次に定めるとおりとし、無利子とする。

- (1) 高校等（高等専門学校を除く。） 月額15,000円
- (2) 高等専門学校 月額25,000円
- (3) 大学等 月額25,000円

(奨学金の貸付期間)

第7条 奨学金の貸付期間は、奨学生が在学する正規の修業期間とする。

2 奨学生が正当な理由で休学したときは、休学中は貸付を休止する。

(奨学生の申請)

第8条 奨学生を希望する者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

(審議委員会)

第9条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(資格決定等)

第10条 奨学生の資格の決定等は、審議委員会の審議を経て教育委員会が決定する。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の資格を停止し、又は取り消すことができる。

(1) 負傷、疾病等のため学業を続ける見込みがないとき。

(2) 学業成績又は品行が不良となったとき。

(3) 奨学金を必要とする理由がなくなったとき。

(4) 休学、転学等の理由が正当でないと認めるとき。

(5) その他奨学生として適当でないと認めるとき。

(奨学金の辞退)

第11条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を教育委員会に申し出ることができる。

(奨学金の償還)

第12条 奨学金は、高校等又は大学等（大学院を含む。）を卒業した日の属する月（奨学生の資格を取り消されたとき、又は奨学生を辞退したときにあつては、その日の属する月）の翌月から起算して6か月を経過した後、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に月賦又は半年賦の方法で全額を償還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず必要に応じ、その全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

3 教育委員会は、奨学金を貸付の目的以外に使用したとき、又は貸付条件に従わなかったときは、その全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(償還の猶予)

第13条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、申出により相当の期間、奨学金の償還を猶予することができる。

(1) 災害、負傷又は疾病その他やむを得ない事情により償還が困難と認められるとき。

(2) 大学等又は大学院に在学しているとき。

(償還の免除)

第14条 奨学生又は奨学生であった者が奨学金の償還完了前に死亡又は著しい心身の障害その他やむを得ない事情が生じ、かつ、第一連帯保証人及び第

二連帯保証人に特に考慮すべき事情があると認められるときは、奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。

第3章 ふるさとにもどってこね奨学金

(奨学生の資格)

第15条 ふるさとにもどってこね奨学金（以下「ふるさと奨学金」という。）の貸付けを受ける者（以下「ふるさと奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本人又は代理法定人が本市に住所を有し、市税の滞納がない者
- (2) 大学等に在学している者（申請年度新入学した者に限る。）
- (3) 経済的理由により修学が困難である者
- (4) 学業成績が優秀で品行方正である者
- (5) 大学等を卒業後市内に帰郷し、就業する意志がある者

(奨学金の額)

第16条 ふるさと奨学金の額は、月額50,000円とし、無利子とする。

(審議委員会)

第17条 ふるさと奨学金の貸付に関する事項を審議するため、ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会を置く。

2 ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会

の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(償還の猶予)

第 18 条 ふるさと奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは申出により相当の期間、ふるさと奨学金の償還を猶予することができる。

- (1) 災害、負傷又は疾病その他やむを得ない事情により償還が困難と認められるとき。
- (2) 大学等又は大学院に在学しているとき。
- (3) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(償還の免除)

第 19 条 ふるさと奨学生又はふるさと奨学生であった者が、次のいずれかに該当するときは、ふるさと奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。

- (1) ふるさと奨学金の償還完了前に死亡又は著しい心身の障害その他やむを得ない事情が生じ、かつ、第一連帯保証人及び第二連帯保証人に特に考慮すべき事情があると認めるとき。
- (2) 大学等又は大学院を卒業した日の属する月の翌月から起算して3年以内に本市に住所を有し、かつ、就業している期間が継続して5年を超えるとき。ただし、市税の滞納がある者を除く。
- (3) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(準用)

第 20 条 第7条、第8条、第10条、第11条及び第12条の規定は、ふるさと奨学金の貸付について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条（見出しを含む。） 第10条 第11条（見出しを含む。） 第12条（見出しを含む。）	奨学金	ふるさと奨学金
第7条 第8条（見出しを含む。） 第10条 第11条 第12条	奨学生	ふるさと奨学生
第10条	審議委員会	ふるさとにもどってこ んね奨学生審議委員会
第12条	高校等又は 大学等（大 学院を含む 。）	大学等（大学院を含む 。）
第12条	6か月	3年

第4章 雑則

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

2 島原市報酬及び費用弁償条例（昭和31年島原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次の 1 項を加える。

ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員	日額	5,600	
-----------------------	----	-------	--

(島原市奨学金貸付基金条例の一部改正)

1 島原市奨学金貸付基金条例（平成17年島原市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 島原市奨学金貸付条例（平成29年島原市条例第 号）に規定する奨学金の財源に充てるため、島原市奨学金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

第 5 条から第 1 5 条までを削り、第 1 6 条を第 5 条とする。

(島原市奨学金貸付基金条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による改正前の島原市奨学金貸付基金条例（以下「旧条例」という。）又は有明町奨学資金貸付基金条例（昭和 3 9 年有明町条例第 1 8 号。以下「有明町条例」という。）の規定により奨学金又は奨学資金（以下これらを「奨学金等」という。）の貸付を受けた者及び施行日に現に旧条例又は有明町条例の規定により奨学金等の貸付を受けている者に係る当該奨学金等の貸付及び償還については、当該奨学金等の償還が終了するまでの間は、なお、従前の例による。

5 施行日前に旧条例又は有明町条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

優秀な人材の育成と市への帰郷の促進に資することを目的として、奨学金の支給等に必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものである。